

京都市告示第 477号

建築基準法第22条の規定により指定した区域（昭和42年12月21日京都市告示第231号）を平成17年4月1日から次のように変更します。

その関係図面は、京都市都市計画局において一般の縦覧に供します。

平成17年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

旧久多村、旧花背村及び旧京北町（旧大字広河原の区域を含む。）の区域を除く  
京都市の区域

（都市計画局建築指導部指導課）